

人妻ゆるゑにわれ恋ひめやも

西 島 恵美子

人妻との交渉は、古代の法制において、どのように取り扱われていたか。『律令』には次のような条文がある。

- (A) 凡_レ応_レ讒者祖父母。父母。伯叔。姑。兄弟。姉妹。妻子。姪。孫。若五位及勳四等以上。犯_三死罪者上請。請。謂。条。其所犯及
 應請之狀。正其刑名奏請。流罪以下。減_二一等。其犯_三八虐。
 殺_レ人。監守内奸_三他妻妾。盜。略_レ人。受_レ財枉_レ法者。不_レ
 用_三此律。
 (名例律第一・9)
- (B) 凡_レ犯_三奸。謂。奸他妻妾。及与和者。盜。略_レ人。受_レ財而不_レ枉_レ法
 並請斷從以上。若犯_三流徒。獄成逃走。祖父々母々。犯_三死罪。
 被_三囚禁。而作_レ采。及婚娶者。免官。謂。二官並免。降所不至者。
 聽_レ留。
 (名例律第一・19)
- (C) 凡_レ奸者徒一年。有_レ夫者徒二年、強者各加_二一等。
 (雜律・22)

(A)は天皇の裁決を申請する条で、流罪以下は一等の減刑がなされ

るが、この減刑が認められない罪状の中に、八虐、殺人等と並んで「_三奸_三他妻妾_二」が含まれている。

(B)は免官すべき諸罪についての規定である。その最初に「_三奸_三他妻妾_二」という罪状が挙げられている。

(C)では、未婚女性に通じた場合は徒(懲役)一年であるのに対し、「有_レ夫者」即ち人妻に通じた場合には徒二年と、刑が重くなっている。

(A)(B)(C)は人妻に通じた男の側の処罰規定であるが、人妻の側、夫以外の男に通じた女の側にも嚴罰が定められていた。

- (D) 凡_レ棄_レ妻。順_レ有_三七出之狀。一無_レ子。二淫_レ泆。三不_レ事_三舅
 姑。四口舌。五盜竊。六妬忌。七惡疾。皆夫手書棄之、与_三
 尊風近親_二同署。若不_レ解_レ書。畫指為_レ記。妻雖_レ有_三棄狀_二。
 有三_レ不_レ去。一經_レ持_三舅姑_二之喪。二娶時賤後貴。三有_レ所_レ
 受無_レ所_レ婦。即犯_三義絶。淫泆。惡疾。不_レ拘_三此令_二。

これは、夫の一方的な意志によって離婚できる事由(七出)につ
 (戸令第八・28)

いての条文である。その二番目に「淫泆」即ち姦通が挙げられている。この「七出」と同時に「三不去」という離婚できない三つの事由が挙げられ、妻の立場を救っているが、妻が「淫泆」を犯した場合、この三不去の適用を受けないことも明記されている。

実際にこのような法律が適用された例として、『続日本紀』の記事がある。

自天平十二年六月十五日戊時以前大辟以下。威赦除之。兼天平十一年以前公私所負之稱。悉皆原免。其監臨主守自盜。タレ所監臨。故殺人謀殺人殺。私鑄錢作具既備。強盜竊盜。奸他妻。及中衛舍人。左右兵衛。左右衛士。衛門府衛士。門部。主帥。使部等。不在赦限。

(卷十三)

これは天平十二年六月十五日の大赦の記事であるが、末尾に「不在赦限」と、大赦から除外された罪状の中に「奸他妻」が含まれている。

二

文学の領域ではどうであったか。万葉集の「人妻」を詠んだ歌(以下「人妻の歌」とする)に次の二首がある。

1 あずの上に駒を繋ぎて危はかど人妻児ろを息に我がする

(14・三五三九)

2 あずへから駒の行このす危はとも人妻児ろをまゆかせらふも

(14・三五四一)

いずれも、「あず」即ち崖つぶちに駒を繋いで危い、そのように人妻への恋は危険なものであるけれども、私は命がけであなただを想うという趣旨である。ここに、「危し」という語が使用されている

ことを注目しなければならぬ。形容詞「危し」は集中この二列以外に用例のない語である。万葉集においては人妻に対する恋についてのみ「危し」と言っているのである。「危し」は、人妻に対する恋の危険性をもっとも端的に示す語であったと認められる。

又、「大納言兼大將軍大伴卿の歌一首」として、

3 神木にも手は触るといふをうつたへに人妻といへば触れぬも

のかも (4・五一七)

という歌があり、「人妻」に「神木」が対置されている。

うまさけを三輪の祝が齋ふ杉手触れし罪か君に逢ひかたき

(4・七一一)

とあるように、神木に手を触れることは恐ろしい罪を犯すことであった。

ところが大伴卿の歌では、その神木にさえ手を触れることがあるというのに、人妻といえは触れることができないのだろうかと嘆いており、人妻に触れることは神木に触れることと同様に、いやそれ以上の禁忌であったことを示唆している。

更に、高橋虫麻呂の長歌からも同様の事がうかがえる。

筑波嶺に登りて唄歌会を為る日に作る歌一首

4 鶯の住む 筑波の山の 裳羽服津の その津の上に 率ひて

娘子壯士の 行き集ひ かがふ唄歌に 人妻に 我も交はら

む 我が妻に 人も言問へ この山を うしはく神の 昔より

禁めぬ行事ぞ 今日のみは めぐしもな見そ 事も咎むな

唄歌は東の俗の語にかがひと曰ふ (9・一七五九)

「人妻に我も交はらむ 我が妻に人も言問へ」「今日のみは」「この山をうしはく神の 昔より禁めぬわざ」として黙過されると

いう。このように、嬭歌という特定の日に限って人妻との交渉は公認されている。これは取りも直さず日常的には人妻との関わりが厳しい禁忌であったことを示すものである。

三

人妻が不可侵であった以上、仮に人妻との関係が生じても、それはあくまで当事者のみの秘め事であったはずである。にも拘らず、万葉集では人妻への思慕が公然と歌われている。

佐竹昭広先生は、「覆る」という海上の忌言葉や、森本健吉氏の指摘した「死ぬ」という忌言葉が、恋の歌のなかでは使用されていることに注目され、「恋愛抒情詩なればこそ許される用法だった」といわれる。

忌言葉と知りつつ、これを侵犯し、禁忌そのものを蹂躪して見せることによって、恋の表出は、はじめて相手をはげしく衝き動かす。(『海路の歌二首』『万葉集抜書』)

人妻の歌も、同様の観点から考えことができるのではないだろうか。人妻への恋が禁忌であったからこそ逆に人妻への思慕が歌われているのだと。恋の相手が人妻であるとき、その恋は重い罪悪感を背負い、切迫した危機感を伴う。その重圧と緊迫の中で、それでもなお愛さずにはいられないという、激しい恋情の表白となるのではないか。

禁じられた恋であったからこそ、人妻は激しい恋情をこめて歌に歌われた。次の三首は、人妻の歌がいかに激越であったかを証明する好例である。

5 おほろかに我し思はば人妻にありといふ妹に恋ひつつあらめ

や

6 悩ましけ人妻かもよ漕ぐ舟の忘れはせなないや思ひ増すに (12・二九〇九)

(14・三五五七)

7 息の緒に我が息つきし妹すらを人妻なりと聞けば悲しも

(12・三一五一)

四

ところで、人妻の歌には、「人妻ゆゑに」という、「人妻」に接続助詞「ゆゑに」がついた例が四例ある。

皇太子の答ふる御歌

8 紫のにはへる妹を憎くありば人妻ゆゑに我恋ひめやも

(1・二二)

9 あからひくしきたへの児をしば見れば人妻故に我恋ひぬべし

(10・一九九九)

10 篠の上に来居て鳴く鳥目を安み人妻故に我恋ひにけり

(12・三〇九三)

11 うちひさす宮道に逢ひし人妻故に玉の緒の思ひ乱れて寝る夜

(11・二三六五)

接続助詞「ゆゑに」は、「契機・原因を示し、順接関係をあらわす」他に、「逆接的な関係のくみとられる場合」もある。注²

集中の「ゆゑに」の用例を点検してみると、

千沼の海の浜辺の小松根深めて我恋ひ渡る人の児故に

(11・二四八六)

あしひきの山川水の音に出でず人の児故に恋ひ渡るかも

(12・三〇一七)

海原の路に乗りてや我が恋ひ居らむ大舟のゆたにあるらむ人

の児故に

(11・二三六七)

にみえる「人の児」をはじめ、

験なき恋をもするか夕されば人の手まきて寝らむ児故に

(11・二五九九)

すずき取る海人の燈火よそにだに見ぬ人故に恋ふるこのころ

(11・二七四四)

朝霧のおほに相見し人ゆゑに命死ぬべく恋ひ渡るかも

(4・五九九)

のように、相手が自分の思い通りにならない存在であるにも拘らず、恋せずいられない場合に、「ゆゑに——恋ふ」という類型表現が用いられている。これらの「ゆゑに」は、原因・理由ではなく、多分に逆接的な意味を帯びている。

「人妻ゆゑに」は、恋してはならない、恋してもどうにもならない女性であるのに、恋せずにはいられないと解釈するのが妥当であろう。このような逆接的文脈は、恋歌の激越性という点からも有効に働いている。

三〇九三「人妻妬る」、二三六五「人妻妬」二四八六「人子妬」

三〇一七「人の子妬」と本文にみえる「妬」という文字表記について、

木村正辞は次のようにいう。

……………人妻の我おもふまゝならぬを、ねたくおぼゆる意をもて、かける文字なるべして、さるによりて人子妬また人妻妬とある所にかぎりて、たゞにゆゑといふべき所に用ゐたるはなき也、

(『万葉集訓義弁証』下巻)

「妬」の字に嫉妬の意味を読み取る木村説は極めて魅力的である

と思う。

五

12 もみち葉の過ぎかてぬ児を人妻と見つつやあらむ恋しきものを

(10・二二九七)

第五句「恋しきものを」は、集中他に五例あるが、「ものを」を

詠嘆に使った、家持の

古よしのひにければほととぎす鳴く声聞きて恋しきものを

(18・四二一九)

を除く四例すべてが、

白真弓いま春山に行く雲の行きや別れむ恋しきものを

(10・一九二三)

何故か思はずあらむ紐の緒の心に入りて恋しきものを

(12・二九七七)

のように逆接の意味に用いられている。当歌の「恋しきものを」も、逆接的な用法と思われる。

「人妻ゆゑに」「恋しきものを」など、人妻への恋と逆接的文脈とは、相乗作用をなして、その恋歌を激越なものにしている。

六

これまで十二首の人妻の歌をみてきたが、万葉集には、こうした人妻の歌が全部で十四首採録されている。残る二首は、

13 人妻に言ふは誰が言さ衣のこの紐解けと言ふは誰が言

(12・二八六六)

14 人妻とあぜかそを言はむ然らばか隣の衣を借りて着なほも

である。(14・三四七二)

13の歌は、人妻の歌の中で、唯一女の歌であり、自分で自分の事を「人妻」と言っている。自ら「人妻」と称することは、自分が本当に人妻である場合に限らず、男からの求愛を拒否する口実としても用いられたと想像される。人妻でもないのに、私は人妻だと言って拒絶する場合も十分あったであろう。

14の歌は、女から拒否された男の歌と解することができる。「人妻とあぜかそを言はむ」とは、「人妻だと、なぜ人妻という話題を出すのか」という抗議であるから、13の「人妻」と同様、当歌でも、「人妻」が拒否を意味することを示している。

このような例は、催馬楽の「東屋」、

東屋の 真屋のあまりの その 雨そそぎ 我立ち濡れぬ 殿
戸開かせ 錠も 錠もあらばこそ その殿戸 我鎖さめ おし
開いて来ませ 我や人妻

「戸を押し開いておいでなさい、私は人妻ではありませんから」と、人妻ではないと言って男を誘う表現と表裏をなしている。

七

万葉集の人妻の歌は、人妻との恋愛が、社会的・倫理的な禁止事項であるため、反対にかえって情熱的な恋の歌となっていることを見てきた。

ここで注意したいことは、万葉集人妻の歌十四首中、3の同伴卿の歌、4の高橋虫麻呂の歌、8の大海人皇子の歌の三首を除く十一首が作者未詳歌だということである。三首のうち、4の虫麻呂の歌

は、「筑波嶺の嬪歌会」という特殊な習俗を詠んだものであり、勿論 虫麻呂自身の恋ではない。

作者未詳歌に圧倒的に多い人妻の歌が、大海人皇子という皇族によって公然と歌われたのは何故だろうか。

額田王と大海人皇子との贈答歌は次の通りである。

天皇、蒲生野に遊獵する時に、額田王の作る歌
あかねさす紫野行き標野行き野守は見ずや君が袖振る
皇太子の答ふる御歌

紫にはへる妹を憎くあらば人妻ゆゑに我恋ひめやも

紀に曰く、「天皇の七年丁卯の夏五月五日、蒲生野に縦獵す。ここに、大皇帝・諸王・内臣また群臣、皆悉従ふ」といふ。(1・二〇・二二)

かつては、この贈答歌に天智天皇、大海人皇子、額田王の深刻な三角関係を読み取り、さらには壬申の乱の遠因かなどと推測されていたが、現在では、宴席の歌、座興の歌注3と見る説が優勢である。特に西郷信綱氏の捉え方注3はもっとも重要であると思う。

つまりこれは五月五日の薬獵の時の唱和の歌なのである。この獵で、男は鹿を狩り女は薬草を採って食し、邪気を払うとしたのだが、当時これは行粧をつくし華美を競う遊樂行事であったらしく、蒲生野の時も近江朝の諸王廷臣宮女らに加わった。五月をうたった『かきつばた衣に摺りつけ丈夫のきそひ獵する月は来にけり』(十七・三九二)という作が家持にもある。額田王と大海人皇子との唱和の歌を解する上に、まず五月の遊獵のこういった雰囲気を知っておかねばならぬ。民衆のあいだで春の野遊びが男女の恋愛を解放するものであったのはよく知ら

れているが、葉狹は形は大陸移入でも、貴族階級の唯一の野外行楽の行事として、やはり一種解放的な気分をさそふものであったであらうことは疑いなく、したがって二人の唱和がこころう場面でかわされたというのは偶然でなかつたと思う。^{注4}

西郷氏も言われるように、題詞、左注の「遊狹」「縦狹」は、たしかにこの贈答歌を解く鍵であると思う。

ホイジンガによれば、「狩狹即遊戯」である。

遊戯とはあるはつきり定められた時間、空間の範囲内で行なわれる自発的な行為、もしくは活動である。それは自発的に受け入れられた規則に従っている。その規則は一旦受け入れられた以上は絶対的拘束力を持っている。遊戯の目的は行為そのものの中にある。それは、緊張と飲びの感情を伴い、またこれは△日常生活▽とは△別のものだ▽という意識に裏づけられている。(『ホモ・ルーデンス』第二章)

ホイジンガの「遊戯」の概念を、この贈答歌に適用してみると、あのように危険で、きわどい歌が、白昼、堂々と歌われたことも理解し得るであらう。この贈答は、五月五日という「定められた時間」に、蒲生野という「定められた空間」の中で行われた行為であり、「△日常生活▽とは△別のものだ▽」という意識に裏づけられているのである。

日常生活とは別の世界、即ち、非日常の場においてのみ、こうした行為が許された。「遊狹」というシチュエーションの中にあって、はじめて、こうした贈答歌も可能だったと言えるのではないだろうか。

したがってこの贈答歌は、宴の席であると否とに拘わらず、遊狹

という非日常の場で、実際に額田王と大海人皇子によって交換されたのだと考えられる。それが許されるシチュエーションの呈示こそ、額田王、大海人皇子という作者名を明記した題詞であり、左注であつたと思われるのである。

(1) 「万葉集挽歌に於ける敬避性」(『国語と国文学』S 15・10)

(2) 『時代別国語大辞典上代編』

(3) 池田弥三郎・山本健吉氏『万葉百歌』当該歌項。伊藤博氏「遊宴の花」(『万葉集の歌人と作品上』森朝男氏「△遊▽——万葉和歌生成の場と機構」(『国語通信』S 58・3)。同氏「特集・万葉集の世界△額田王▽」(『短歌』S 61・12)

(4) 『万葉私記』十額田王(II)